

繊維産業の監査要求事項・評価基準（JASTI）が始動 ～労使で人権に取り組む体制の構築を～

2025年4月1日より、経済産業省の繊維産業向け人権監査「Japanese Audit Standard for Textile Industry（JASTI）」が始動している。これは、世界的に人権等への対応が求められるなか、日本の繊維産業における社会・人権面の取り組み向上、国際競争力の強化を目的に策定されたものである。

加えて、2024年9月に繊維業が特定技能1号の対象分野となり、特定技能外国人を受け入れる際の追加要件の一つとして「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」が課されるなか、JASTIは、この要件を充足する制度の1つに追加されている。

本監査の活用を検討される繊維産業の加盟組合労使においては、監査要求事項や必要書類等について確認を行うとともに、「[労働におけるビジネスと人権チェックブック（厚生労働省、ILO駐日事務所共著）](#)」などを活用し、労使で自社内のチェックを進める必要がある。

他産業の加盟組合においても、今般の動きを会社と情報共有し、人権課題に対する理解を深め、労使による取り組み体制の構築に向けた協議等を行っていただきたい。

【JASTIの概要（注1）】

項目	内容
統括事務局	○日本繊維産業連盟 ➢ 制度運営、 JASTIポータルサイト における関連資料の公開、Q&Aの掲載、監査結果の公表など
指定監査機関事務局	○ 人権デュー・ディリジェンス推進コンソーシアム ➢ カケン、ケケン、QTEC、ボーケン（現時点）による監査の実施 ○ 全国社会保険労務士会連合会 ➢ 社労士によるJASTI監査前後の支援 ➢ JASTI監査対応社労士による監査の実施 ※2025年7月より（予定）
費用	○監査を受ける事業所の状況や監査機関によって異なる
所要期間	○監査申込みの受理から監査レポート発行まで、通常2～3ヵ月程度 ※ 必要な書類や記録類が揃っている場合（注2）
監査要求事項	○国際労働機関（ILO）の中核的労働基準（5分野10条約）を包摂し、以下9分野で監査要求事項を設定（注3）： ➢ ①強制労働、②児童労働、③差別・ハラスメント、④四結社の自由・団体交渉権、⑤労働安全衛生、⑥雇用及び福利厚生、⑦賃金、⑧デュー・ディリジェンス、⑨外国人労働者
判定	○各監査要求事項に対して設定された重要度（ZT：許容不可、MJ：重要、MN：軽微）ごとの不適合の数を集計し、設定された「判定基準」に基づき、「A判定」・「B判定」・「判定無し」を決定 ※ 1つでも「ZT」の不適合があった場合には、「判定無し」となる（注4） ※ 「判定無し」となった場合、原則として再度監査を受ける必要がある ○「国際的な人権基準に適合して事業を行っていること」を充足するために本監査の判定を用いる場合には、以下のタイミングで更新監査が必要 ➢ A判定：2年後の更新、B判定：1年後の更新

注1：JASTIの詳細については、以下も参考になる：「[JASTIに係るQ&A](#)」

注2：事前準備における必要書類や監査の流れ等は以下を参照：「[JASTI監査に係る必要書類](#)」

注3：監査要求事項の詳細は、以下を参照：「[JASTI監査要求・評価基準](#)」

注4：「ZT」事項およびその改善内容については、以下を参照：「[JASTI改善すべき事項](#)」

🔊 JASTIでは、人権方針を策定し、労働者を含む利害関係者との対話の仕組みを定めるよう示されています。また監査時には労働組合/従業員代表の参加も求められるなど、労働組合には重要な役割が期待されています。

以上

（担当：政策政治局 秋山）